

平成28年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：施設支援担当
 内線：3314

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B217	児童措置委託費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費		
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第50条、第51条、第53条、第55条、第56条			戦略項目				
						分野施策	020203 障害者の自立・生活支援			
1 事業概要 心身に障害のある児童を、その障害の程度及び種別に応じた児童福祉施設に入所させ、日常生活の指導や自立生活に必要な知識・技能の付与及び治療を行う。				5 事業説明 (1) 事業内容 児童福祉法に基づき、障害児に対し、障害の程度及び種別に応じた支援を行い、障害児に対する福祉の推進を図る。						
(1) 児童措置費 613,747千円 (2) 障害児入所給付費 539,818千円 (3) 審査支払事務委託料 517千円				ア 児童措置費 613,747千円 県が虐待等により措置した児童の施設入所に係る費用 イ 障害児入所給付費 539,818千円 県から支給決定を受け、契約により施設入所する児童に係る費用 ウ 審査支払事務委託料 517千円 障害児入所給付費及び上記ア及びイに係る医療費の審査事務費 肢体不自由児通所医療費に係る審査事務費の県負担分						
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2) (3) (県10/10)、(県1/2)市町村1/2				(2) 事業計画 平成28年度 措置・契約児童数の見込み 措置：125人・契約：121人						
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童措置費				(3) 事業効果 施設利用児童数(入所) 平成22年度：1,230人、平成23年度：1,274人、平成24年度：237人、平成25年度：227人、平成26年度：236人 平成24年4月1日に児童福祉法が改正となり、18歳以上の入所施設利用児童が対象外となった。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円				(4) その他 障害児通所給付費負担金を障害児通園訓練費に移管した。						
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		国庫支出金	分担金 及び負担金							
決定額	1,154,082	552,235	1,042					600,805	43,404	
前年額	1,197,486	572,798	983					623,705		